第2回第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会　会議録

日　　時　：　令和元年12月26日（木）午前10時から

場　　所　：　船橋市役所　本庁舎9階　第1会議室

出　　席　：　24人（委員3人の欠席あり）

傍 聴 者　：　0人

＜議事＞

議事①　第1回計画策定委員会の議事について

議事②　総論第1章　計画の策定にあたって

議事③　総論第2章　障害者を取り巻く現状

議事④　総論第3章　基本理念・重点課題

議事⑤　総論第4章　推進体制

＜配付資料＞

・次第

・席次表

・資料1　総論素案

・資料2　障害者基本計画（第4次）　平成30年3月

・資料3　船橋市障害者施策に関する意識調査報告書（抜粋）

・第4次障害者基本計画（概要）

事務局（計画係長）

開会

「それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、議事事項に入る前に、本日の資料について確認させていただきます。お手元に資料のご準備をお願いいたします。お持ちでない方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。それでは、確認をさせていただきます。

まず、次第と席次表がございます。次に資料としまして、資料1、総論の素案。資料2、第4次障害者基本計画、平成30年3月と書かれている国の計画になりますが、その計画にあわせて概要版も1枚つけてございます。続きまして、資料3、船橋市障害者施策に関する意識調査報告書の抜粋。以上が資料でございます。

また、第1回の策定委員会の資料としまして配布させていただきました、黄色い冊子の第3次船橋市障害者施策に関する計画。こちらにつきましても本日、説明の中で使わせていただきます。資料の不足のある方、また黄色い冊子をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

次に、発言される際の留意事項をお知らせします。発言の際はマイクのTALKボタンを押してスイッチを入れていただき、終わりましたらボタンを押してスイッチをお切りください。また、ご発言の際にはお名前を最初におっしゃってください。手話通訳者がおりますので、発言のスピードにはご配慮くださいますようお願いいたします。

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。

本日の出席委員についてでございますが、27名中24名のご出席をいただいておりますので、第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

次に、傍聴についてでございます。第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議公開取扱い基準第3条の規定により、傍聴者の定員は5名となってございますが、本日は、傍聴はございません。

本日の委員会でございますが、会場の都合で12時までに終了させなければなりませんので、議事の円滑な進行について、ご協力をお願いいたします。それでは、これより議事進行を布施委員長にお願いしたいと思います。布施委員長、よろしくお願いいたします。」

布施委員長

議事①　第1回計画策定委員会の議事について

「それでは、本日の議事事項に入ります。議事①の第1回計画策定委員会の議事についてでございます。前回の計画策定委員会で、清水委員と山田委員からご意見があった事項について、事務局から報告をお願いします。」

事務局（計画係長）

「前回、11月21日の第1回計画策定委員会におきまして、委員からご意見がございました、難病患者への意識調査というものと、平成30年と平成25年の意識調査の比較について。この2点についてご報告させていただきます。

まず1点目でございますが、資料は特にございません。清水委員、山田委員からご意見がございました、難病患者の方への意識調査についてでございます。

難病の医療費に関する業務を所管しております保健所においては、医療費助成の基本情報としてのアンケート調査というものは行っておりましたが、障害福祉課と同様の意識調査というものは実施しておりません。

その部分ですけれども、実際の現場に確認させていただいたところ、電話等による相談の内容としては、介護、障害などの福祉制度に関しての利用方法や、サービス内容が分からないといった相談が多いということでございました。

お示しできるデータとしましては、障害者総合支援法では難病患者が障害福祉サービスを利用できる対象となっており、事務局で利用の実績を確認しましたのでご報告させていただきます。

指定難病医療費助成制度の受給者証のみを所持している方で、障害福祉サービスを利用していた方の実績としましては、居宅介護が8名、就労移行支援が2名、就労継続支援A型が5名の、計15名の利用がございました。難病患者の意識調査についてのご報告は以上でございます。

続きまして、2点目としまして、山田委員からご意見がございました、意識調査の報告の平成30年と平成25年の比較についてでございます。資料3をご覧ください。文字が小さくて大変申し訳ございません。この資料自体は、前回のお配りした資料に加筆したものとなっております。

資料の構成を説明させていただきます。まず、左の上の①普段の生活で困っていることの項目をご覧ください。構成としましては、障害種別ごとに平成30年に行った調査での回答の上位3項目とそのパーセント。その右に平成25年のパーセント。さらにその右側に、平成30年と平成25年の差異を記載してございます。色分けしているところにつきましては、資料の上部にも記載がございますが、青く色を塗っているところは、平成30年と平成25年の比較で10パーセントの増加がある項目です。また赤く塗っているところは、逆に10パーセント以上の減少がある項目でございます。灰色のところは、平成30年の回答が40パーセント以上だったところでございます。

資料の右下をご覧ください。平成30年と平成25年の比較について記載してございます。まず、質問事項の①普段の生活で困っていることについては、いずれの障害においても10パーセント以上の減少がございます。次に③主な支援者については、精神の父母、夫または妻の割合が10パーセント以上増加してございます。次に⑨今の住まいで困っていることについては、精神の建物の老朽化の占める割合が、10パーセント以上増加しております。次に⑪外出しない理由については、知的の障害が重いが占める割合が10パーセント以上減少しております。

精神については、いずれの回答においても10パーセント以上の増減がございますが、回答者が平成30年は5名、平成25年については6名と非常に少ない数字になりますので、あくまで参考値としてお考えください。

最後に、複数の項目にまたがるものになりますが、④、⑩、⑫、⑭については、いずれも精神の経済的な負担に関しての項目となっており、10パーセント以上の増減がございます。比較した結果、このような特徴があらわれておりますが、それぞれの項目についてどのような原因が考えられるか、皆様のご意見を本日いただければと思っております。

報告は以上でございます。」

布施委員長

「ありがとうございます。それでは、難病患者の現状についての報告がございましたけれども、この点についてご意見、ご質問ございますでしょうか。」

山田委員

「先日の質問に対して、丁寧に資料をつくっていただきまして、ありがとうございました。この数字を参考にさせていただきながら、策定したいと思っております。ありがとうございました。」

布施委員長

「ありがとうございます。その他、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。ないようでしたら、次にアンケートの比較に移ります。

ご家族の立場から、ご意見をいただきたいと思います。手をつなぐ育成会の池田健委員、お願いいたします。」

池田健委員

「今のご質問の内容が、もう一つよくわからないのですけれど、どういう意味でしょうか。」

布施委員長

「アンケートで平成30年と平成25年の比較をしましたけれども、何かお気づきの点がございますでしょうか。それぞれ差異において、主な支援者が増えているとか、ご家族の負担がどうであるかとか、そういったことで、ご意見ございますでしょうか。」

池田健委員

「例えば①生活で困っていることという中で、私の場合知的になりますが、第2位に友人、知人とのつき合い。これは平成25年と平成30年で比較してマイナス12.４ということは、よくなっているということですよね。」

布施委員長

「はい、そうです。」

池田健委員

「これは実に、育成会としてもうれしい数字です。要するに、我々が少しずつ地道に啓蒙とかやってきたことが、ここでは現実に反映されているというふうなことで、非常にうれしい数字と見ています。それは、いろいろしゃべればきりがないですから、一つだけまとめてお話させていただきます。」

布施委員長

「ありがとうございます。それでは、公募委員である阿部朋子委員と堤委員にもご意見いただきたいと思います。」

堤委員

「①普段の生活で困っていることについて、平成30年で減少している項目がございますが、これはグループホーム等の充実や、福祉サービス、医療等の件数が増えたことによって改善している点ではないかなと思っております。アンケートの結果にもあったとおり、相談件数も増えておりますし、そのことが原因かなと思っています。

　あと、外出しない理由について、有効回答数がやっぱり少な過ぎるので、これは事務局でおっしゃったとおり、散歩程度なのかなというふうに思いました。

あと、精神の主な支援者ですが、平成30年については夫または妻、兄弟姉妹に結構な数字が挙がっておりますけれど、平成25年については父母が15.４パーセントで、兄弟姉妹が3.8パーセント。これ以外のご意見は、どんなご意見があったのかなというのが気になります。」

布施委員長

「ありがとうございます。では、阿部朋子委員、お願いします。」

阿部朋子委員

「私には小学校2年生になる自閉症スペクトラムの娘と脳性マヒで手足が不自由な兄がおりまして、その立場からこの調査を見て、感じたことをお話したいと思います。

まず、この資料3の質問項目④、⑥、⑨、⑩において、ここでは支援や住居、仕事の困りごとが特にないといった回答がすごく増えて1位になっているところに着目しました。これは市の福祉や療育が、とても手厚くなっているあらわれだと思います。実際、うちも2歳からたんぽぽ親子教室やさざんかキッズを始め、さまざまな機関を利用させていただいて、とても現場の方の手厚い献身的な支援に助けていただきました。私自身もこれは実感していることなので、数字にあらわれているなと思いました。

　一方で、質問項目⑮、障害のある人に対する市民の理解がどの程度あるかというところが、全く理解されていない、あまり理解されていないというところが、身体障害では約30パーセントに対して、知的障害や精神障害の約半数の方がそう感じていらっしゃるというところが、すごく深刻だなと思いました。支援が充実することで、それぞれに分けられた形で手厚い支援が受けられるとは思うのですが、その一方で一般の人と分けられることで、相互理解が得にくくなってしまっているというデメリットもあるように感じました。

個人的には、保育園とか幼稚園の頃から、障害児も健常児も共になるべく同じ環境で育つことが、その違いをその子の一部として自然に捉えられるように育っていくのではないかと感じています。実際、子供を育ててきて、現場の人数がすごく足りなかったり、少数精鋭で頑張ってらっしゃる姿を見てきて、やっぱり周りを巻き込んでというか、周りの方たちも育てることが、今後の福祉にとってすごく大事になっていくのではないかと感じました。

以上です。」

布施委員長

「貴重なご意見、ありがとうございます。事務局にお尋ねしたいのですけれど、先ほどの堤委員の質問について、その支援者、他の支援者についてご回答いただきたいと思います。」

事務局（計画係長）

「まず、先ほどの質問の趣旨として、平成25年の割合が平成30年と大きく違うというところかと思います。平成25年の調査結果からご説明させていただきます。平成25年の調査ではホームヘルパーと施設職員の割合が30.8パーセントというところで、最も多くなっておりました。

実際にこの調査依頼をかけている先というのが、同じ施設に入所されている方は何人、地域で暮らしている方は何人という形のきっちりした分けというのは、今現在わかっておりませんので、この数字についての信憑性が、少しぶれてしまっているところではございます。

以上でございます。」

布施委員長

「堤委員、よろしいでしょうか。」

堤委員

「ありがとうございます。」

布施委員長

「それでは、質問項目①、普段の生活で困っていることの回答で、病気とか怪我のことで困っている人が、身体障害、知的障害、精神障害の3つの障害すべてで下がっているのですが、この要因について、小松副委員長からご質問、ご意見はございますでしょうか。」

小松副委員長

「下がっている要因について、私なりに気になったところが3つありました。そもそも母数がいくつでしょうか。先ほど精神が、5人とか6人という数字が出てきまして、驚きました。

要は、そのぐらいの数字でパーセンテージを計算しても、あんまり統計的に意味がないのではないかと思ったものですから。そもそもこの意識調査の母数はどのぐらいなのでしょうか。」

事務局（計画係長）

「先ほどの母数について、平成25年については、精神は回答数としては98人、平成30年については145人の方の回答がございましたが、アンケートに関しては、未回答という項目もございます。中には回答を飛ばされてしまう質問項目もあって、有効な回答数が少なかった。先ほど5人と6人と回答したのは、そこの外出しない理由については、回答していただかなかった方が非常に多かったために、偏った数字になってしまったというところでございます。質問項目①の普段の生活で困っていることについては、お時間いただいてもよろしいでしょうか。」

小松副委員長

「3桁ありますので、それなりの数というのは了解しました。そうなると、その有効回答数と実際の回数の差が相当あって、項目ごとに意味のある回答なのかどうかを、検討する必要があるかなと思いました。ですので、生活に関してある程度、私は精神のほうが中心になってしまいますが、精神で病気や怪我のことについて、下がっているところについては、もちろん望ましいことだとは思います。

以上です。」

布施委員長

「ありがとうございます。精神障害の方からの回答で、やはり経済的な負担が重くなっているという割合が多くなっているのですが、それに関して、住吉委員、ご意見はございますでしょうか。」

住吉委員

「精神障害の方は、やはり治療に関しまして、他の疾患の方よりも本当に一時的な治療では終わりません。私たちも風邪を引いて、医者にかかって、治ったらもう行かないとは思うんですけれども、精神障害の方のほとんどが長期的な治療を余儀なくされて、必要に応じては、入院せざるを得ない方がいらっしゃいます。

地域活動支援センターオアシスの登録の方も、過去に入院を何十年にもわたってされるということで、そのご家族が持っていた土地とか畑を売らざるを得なくて、家族からかなりいろいろ言われて、つらい思いをされたというような方もいらっしゃるぐらいです。経済的負担というのは、大きなものがあるのかなと思います。助成制度は増えてきているとは思うのですが、日常生活で最低限、ご本人がこれから生活をしていくうえで、張り合いとなるようなものも持ちたいということもあるかとは思います。最低限の生活に必要なものプラス、今後のいろいろな生活のためになるもののお金が、経済的なものがあればというのが、このアンケートにかなり出てきているのかなとも思われます。

先ほどおっしゃった委員さんがいらっしゃるんですが、障害のある人に対する市民の理解がどの程度あるかというアンケート結果で、知的、精神の方に対しては、本当にまだまだ理解が少ない。ご本人自身、今後必要だと思う障害福祉の施策ということで、働く場の確保。精神の方については平成25年と平成30年の差異が11.1パーセントですが、お金に困られている、何とかして少しでもお金を稼ぎたいということで、就労の希望もあるかとは思うんです。

実は精神障害の方ってその障害の特性、疾患の特性から、集中力がなかなか続かないとか、疲れやすいとかというご事情があります。企業からしたら、やはり午前9時から午後5時、ある程度の一定の時間とか、コンスタントに毎日出勤してもらえたらというのは重々わかるのですが、やはり障害特性から考えて、1週間に数日とか、短時間労働とか、それぞれの体調、ニーズに応じた職場の改革とか、様々な就労の働く場の確保っていう施策が今後できたらいいのかなというのは、このアンケートで私も思いました。

以上です。」

布施委員長

「ありがとうございました。先ほど阿部朋子委員がお話しされていたことのように、皆さんと吟味しながら今後計画に役立てたいかと思います。ありがとうございます。その他にご質問、ご意見はございますでしょうか。」

事務局（計画係長）

「先ほどの小松副委員長のお話の中で、質問項目①の母数もというところで調べました。①普段の生活で困っていることの回答数についてでございます。平成25年が総数98名のうち97名の方がご回答いただいている数字でございます。平成30年におきましては、145名の総数のうち128名の方がご回答をいただいている数字をもとに、このパーセンテージを出してございます。」

小松副委員長

「ありがとうございました。」

布施委員長

「その他にご質問、ご意見はございますでしょうか。」

山田委員

「今、阿部朋子委員のご意見と住吉委員のご意見を伺いまして、私も同じ思いです。例えば職場で、せっかく障害者雇用で仕事をしている方が、周囲の無理解ということで、仕事が続けられなくなる。

また、発達障害の方がお仕事をされて、発達障害の特性を一緒に仕事をする人が理解してくれないということから、休職せざるを得なかったりというご相談を受けております。理解の広がりといいますか、それをどのようにこの一般社会と、共に接する方々に広めていくかということが、船橋だけではないのですけれども、非常に大きな課題かと思います。

そして、できれば保育や教育の場で、幼い頃から接する機会というのをどう保障していくかということも必要だと思います。この中では小さい頃の項目はありませんけれども、また計画を策定するにしたがって、教育、保育の問題も出てくると思います。そこでまた一緒に考えさせていただいて、共に生きるというところの施策を、ぜひ太いものを通していけたらと思います。

先日、日本教育学会のシンポジウムに出席したのですけれども、共に育つことなくして、共に生きる社会の構築はないのではないかというご意見が複数ございました。そちらを今後の策定に生かしていけたらと思います。

以上です。」

布施委員長

「ありがとうございます。共生社会というようなことを考えれば、そういったことも踏まえて計画の策定に生かしていきたいと思っております。その他にご質問、ご意見はございますでしょうか。」

相原委員

「先ほどの意識調査についてですけれども、やはり精神の方の有効回答数が少なかったりですとか、分母も145、少し上がっているというお話がありました。先ほど住吉委員からありましたが、障害特性によって難しそうな硬い文書は、理解しにくい場合があります。各支援者や医療機関ですとか、そういった方にも、意識調査するよというところで、ご本人達にかみ砕いたり、ちょっとしたお手伝いでも、有効回答数はきっと上がってくると思います。そうなれば、調査する意味も上がるかと思いますので、ご検討いただければと思います。

以上です。」

布施委員長

「貴重なご意見、ありがとうございます。他にご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。他にないようでしたら、次に進みます。」

布施委員長

議事②　総論第1章　計画の策定にあたって

「議題②、総論の第1章、計画の策定にあたってについて事務局から説明をお願いします。」

事務局（計画係長）

「資料1を使用して説明させていただきます。まず、これからの流れについて説明させていただきます。資料1の4ページ、上段の表をご覧ください。

第4次船橋市障害者施策に関する計画の構成につきましては、大きく第1部の総論と、第2部の各論に分かれております。本日はこのうち、第1部の総論につきまして議論をしていただきます。

表の第1部、総論と書かれている部分の右側をご覧ください。第1部総論はさらに4つの章に分かれております。本日は第1章、計画策定にあたってから、第4章、推進体制までのそれぞれの章につきまして1章ごとに議論をしていただこうと思っております。流れとしましては、事務局からの説明後に質疑応答を行う形を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　それでは資料1の1ページをご覧ください。第1章、計画の策定にあたっての説明をさせていただきます。第1章におきましては、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間、計画の対象、計画の構成、策定方法を記載しております。

前回の策定委員会において説明した内容と重複する部分もございますが、改めて説明を本日させていただこうと思っております。

　まず1、計画策定の趣旨についてでございます。今回策定する第4次船橋市障害者施策に関する計画は、船橋市における障害がある人のための施策の基本的な方向性を示す計画でございます。

平成9年度に第1次計画を策定し、平成20年度に第2次計画、平成26年度に第3次計画を策定いたしました。現行の第3次計画が令和2年度をもって期間満了になることに伴って、令和3年度からの第4次計画を策定いたします。

なお、策定に当たりましては、本日お配りしております資料2、第4次障害者基本計画は国が示している基本計画で、平成30年度から令和4年度までのものとなります。こちらの国の計画との整合性、また本市の障害のある人の状況や関係法令の制度改正を踏まえて第3次計画からの見直しを行い、策定いたします。

　続きまして、計画の位置づけでございます。本計画は障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、総合的な施策を定めたものです。障害福祉に関する計画はもう1つございまして、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の体制の確保を目的としてサービスの量の見込みなどを定め、業務を円滑に実施するための計画、船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画の上位計画として位置づけられております。

　2ページをご覧ください。こちらは船橋市の計画体系における位置づけの図となります。本市の将来目標とする姿を市民と共有するとともに、その実現に向け、本市が将来にわたり活力あるまちであり続けるための指針として策定される計画である船橋市総合計画や地域福祉の推進に関する船橋市地域福祉計画など、上位計画及び本市のほかの関連計画との整合性を図りながら策定いたします。

なお、こちらの体系図でございますが、上位計画に当たります地域福祉計画も現在、令和3年度からの計画策定に向けて検討を行っているところでございます。地域福祉計画に載せるこの体系図がまだ決定していないため、暫定的にこちらの体系図を載せております。こちらの図につきましては、地域福祉計画と同じ体系図を載せたいと考えております。

　3ページをご覧ください。計画の期間についてでございます。計画期間は令和3年度から8年度までの6年間でございます。障害福祉に関するもう1つの計画、船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画が3か年計画となっているため、期間の整合を図ることによって、両計画の一体的な実施を図ってまいります。

　続きまして、計画の対象についてでございます。3ページの下の部分になります。本計画の対象は、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、高次脳機能障害、難病等によって継続的に日常生活又は社会生活に支障のある人を対象としております。

　続きまして4ページをご覧ください。5、計画の構成についてでございます。第4次計画につきましては、総論と各論の2部構成を考えております。第1部の総論につきましては、計画全体にかかわる部分でございます。第2部の各論は、本市の第3次計画と同様の構成となっており、それぞれの分野ごとに7章立てとしております。

国の第4次障害者基本計画の構成を参考とはしておりますが、国の計画の構成と同一ではございません。国の計画では2つの項目になっているところを、本市の計画では1つの章にまとめているものなどもございます。また、各章の名称については、前計画とのつながりがわかるように、本市の第3次計画と合わせてございます。

　また別表として、推進体制の取り組み及び成果目標を取り入れております。成果目標では、各論の中から一部、数値目標を設定したいと考えております。

総論の各章につきましては、第3次計画と比較をしながら説明させていただきますので、黄色い冊子の第3次船橋市障害者施策に関する計画の目次をご覧ください。

　今、皆様に説明させていただいております第4次計画の第1章、計画の策定にあたってというものは、第3次計画の第1章、第3次船橋市障害者施策に関する計画の部分に該当いたします。第4次計画の第2章、障害者を取り巻く現状というものは、今回新しく追加した章となります。第3章、基本理念と重点課題は、第3次計画でいう第2章、基本的な考えに該当するものになります。第4章、推進体制につきましては、第3次計画の目次を1枚めくっていただきまして、第3部、推進体制に該当するものでございます。第3次計画では、推進体制を第3部として各論の後ろに載せておりましたが、第4次の計画においては、総論のうちの1つの章としてございます。

　資料1の4ページをご覧ください。策定方法についてでございます。本計画の策定にあたり、船橋市自立支援協議会委員、学識経験者、公募委員で構成される第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会と庁内における検討委員会の第4次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会の2つの委員会を設置し、検討を進めております。

内部組織の庁内検討委員会につきましては、さらにその下に検討部会を置きまして、庁内検討委員会検討部会で検討した計画案を策定委員会に提出し、協議を行い、計画を策定していくという流れになります。

　議事②、計画の策定にあたってにつきましての説明は以上でございます。」

布施委員長

「ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。」

堤委員

「今の意識調査のご説明にあったと思いますが、障害のある人に対する市民の理解が得られていないというところがあるので、そこを各論の1個として追加してみてはいかがでしょうか。

第3次計画の施策の中で、第7章、差別の解消及び権利擁護の推進や別表の推進体制の中で、広告媒体であるとか、バリアフリーとかで触れられている部分もあったりしているんですけれども、その中では、船橋市としてできることをやってはいるんですけれども、他の自治体とも連携してやらなければいけない施策もあると思っています。

また障害者の方でも、していただきたいことはまだまだたくさんあると思うので、そういう点も含めて、各論の1個として策定してはどうかなと思っているのですが、その点についてはいかがでしょうか。」

布施委員長

「事務局、お願いします。」

事務局（計画係長）

「今回、お話しさせていただいている第1部の総論、第4章の部分になります。23ページの第4章、推進体制というのがございます。ここの部分で、堤委員がおっしゃったとおりの部分として、他機関との連携、協力の確保というものを重要視する。それと、もっと大事な部分で、理解の促進、啓発活動の推進というところです。

　本市として、障害に対する理解というものを周りに求めることに関しては、非常に重要な部分と捉えておりまして、各論の中に入れてございません。理由としましては、各論を議論していく上でのベースとなるもので、まず理解が必要だというところがございますので、推進体制の中に別として載せております。以上です。」

布施委員長

「堤委員、いかがでしょうか。各論ではなく、基本になるものとして総論の中で取り上げたということです。」

堤委員

「理解はしているんですけれども、第3次計画でも推進体制の中で、広報、啓発活動の推進は記載をされていて、実施されてきたかと思うんですけれども、意識調査の結果でまだまだ理解が得られていないというところから、もっと集中的にと思って申し上げました。」

布施委員長

「皆さん、よろしいでしょうか。推進の体制ということで、別表にも推進体制がありますよね。これとはまた違った部分で、総論としては、その大まかなものとしてこちらに書かれるんですよね。その方法論としての細かいところは、各論のところに随時出てくるような組み合わせになっているのでしょうか。」

事務局（計画係長）

「実際に冊子が出来上がっていないので、イメージがつかないと思うのですけれども、別表の推進体制の取り組みに、それぞれの実質的な事業というのが載っているようなイメージになります。」

布施委員長

「堤委員が懸念されている、第3次計画と同じような結果とならないような、何か工夫ができるというようなことを、委員会で考えていただいてということでよろしいでしょうか。」

堤委員

「わかりました。また実際にそれが出た段階で、もう一度見させていただきたいと思います。」

布施委員長

「その他にご意見、ご質問はございますでしょうか。」

千日委員

「今、堤委員のお話のとおり、私も、どこかに盛り込む必要があると思います。広報活動、啓蒙活動というのが、人材確保というところでどうしても喫緊の課題。サービスの充実、数値目標をつくっていくことはとても大事なことですけれども、前回の計画からより一層、そこに従事する人たちが集まってこないという問題。これを、施策の推進体制なのか、どこかで人材を確保するための障害分野だけじゃなく市内全体での取り組み方をどこかで網羅していかないと、ただただサービス、数値を追っていって成果を望むということだけでは、少し足りないのかなと思っています。

　前回よりまして人がいない、実際にサービスを提供する人たちが少なくなっている、そして意識が少ないとなれば、より人離れがしていくだろうと危惧するところでございます。そういうところで意見を申し上げました。

以上です。」

布施委員長

「ありがとうございます。よろしいでしょうか。」

山田委員

「今の堤委員、千日委員の意見を受けてですが、推進体制というのは、総論では抽象的になりがちです。これを各論で確実に、その人材確保を含めて、現場の理解とか社会の理解に確実につなげていく。それが5年後、6年後には、数字として理解が進んだというところまで持っていくには、各論の具体策が必要だと思うんです。そこをどういうふうに各論の中に盛り込んでいくのかということに工夫が必要だと思います。この総論だけの抽象的なことだと、不安を感じます。

以上でございます。」

布施委員長

「ご意見について、今の時点で事務局から言えることはございますでしょうか。」

事務局（計画係長）

「本日いただいたご意見を一度持ち帰らせていただいて、再度検討いたします。」

布施委員長

「よろしいでしょうか。他にご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。質問がないようでしたら、次に進みます。」

議事③　総論第2章　障害者を取り巻く現状について

布施委員長

「議事③、第2章、障害者を取り巻く現状について、事務局から説明をお願いします。」

事務局（計画係長）

「資料1の5ページをご覧ください。第2章、障害者を取り巻く現状は、今回第4次の計画から新たに追加した章でございます。障害のある人を取り巻く現状として、国の障害者施策の動向や、本市の障害者手帳の所持者数、サービスの利用者数など、推移を示しているものでございます。5ページ、国の障害者施策の動向につきましては、近年の国の動向の主なものを記載してございます。

　国の障害者施策の動向についてご説明いたします。平成14年までは措置制度というものがとられており、行政がサービスの利用先や利用料を決定するという、行政主体の制度がとられておりました。

表の一番上になりますが、平成15年からは支援費制度が開始され、身体、知的障害児、者が、自らの意思で自由にサービスを選ぶことができるようになりました。平成15年の時点では、障害種別間で縦割り的にサービスが提供される状態であり、精神障害が取り残された状態となっておりましたが、平成18年の障害者自立支援法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害の3障害のサービスが一元化されました。

　その後、障害者自立支援法の改正により、発達障害が自立支援法の対象になるということが明確化され、平成23年には障害者基本法の一部改正により、共生社会の実現が法の目的に新たに明記されました。

　平成24年には児童福祉法の改正により、利用形態の別により障害児施設、事業を一元化し、障害児支援の強化が図れられました。同じく平成24年には、障害児虐待防止法が施行され、平成26年の障害者権利条約の批准、平成28年の障害者差別解消法の施法、成年後見制度利用促進法の施行と、障害者の権利擁護体制が整備されました。

なお、平成18年に施行した障害者自立支援法は、平成25年に障害者総合支援法に改正され、障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病が追加されました。平成30年には、障害のある人の生活と就労に対する支援を充実させるための改正などが行われました。

　続きまして、6ページをご覧ください。6ページ以降は、本市の障害者の現状を記載しております。6ページ、7ページでは、それぞれの障害者手帳の所持者数の推移となっております。第1回の策定委員会でも説明しておりますが、本市の障害者手帳の所持者は、2018年度、平成30年度末時点で、身体障害者手帳の所持者数が1万5913人、療育手帳の所持者数が3,473人、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が4,859人となっております。

　8ページをご覧ください。医療費助成制度の受給者証所持者数の推移でございます。①自立支援医療、精神通院医療の受給者証の所持者数は、2018年度末で8,561人。②指定難病医療助成制度の受給者証所持者数は、同じく2018年度末で4,120人となっております。

　続きまして、9ページをご覧ください。9ページから11ページにつきましては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の利用人数の推移でございます。こちらは障害のもう一つの計画であります船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画の内容から、幾つかのサービスについてグラフにしたものとなり、①から③が大人の施設、④と⑤が子供の施設となっております。

　9ページの①、生活介護の利用者数をご覧ください。生活介護は、障害のある人が日中に通所する施設で、創作的活動などを行っているものです。利用人数は、2018年度末で907人となっており、微増傾向にございます。

　続きまして②、就労継続支援です。就労継続支援は、一般就労が難しい方の福祉的就労の場であって、雇用契約に基づくA型と、雇用計画を結ばないB型に分かれております。利用人数は、2018年度末でA型が171人、B型が551人となっており、年々増加傾向にございます。

　10ページをご覧ください。③共同生活援助、グループホームにつきましては、障害がある人が主に夜間に共同で生活する場所であり、1つの住居で4名から10名程度の障害のある人が共同生活をしております。2018年度末の利用者数は395人で、増加傾向にございます。

　④障害児発達支援は、障害のある未就学の子供が通所して療育を行う施設になります。2018年度末の利用者数は523人で、増加傾向にございます。

　続きまして11ページをご覧ください。⑤放課後等デイサービスは、学齢期の障害のある子供が通所して療育を行う施設でございます。2018年度末の利用者数は、757人となっております。こちらも増加傾向にございます。

12ページをご覧ください。12ページからは相談支援の利用人数の推移でございます。①計画相談支援は、先ほどご説明しました生活介護などの障害福祉サービスを利用するときに、サービスの利用計画案の作成や、サービス利用中においての連絡調整を行うサービスです。利用人数は、2018年度末で763人となっております。

②障害児相談支援につきましては、①計画相談支援と同様にサービスの利用調整を行うものですが、対象者が障害のある子供となっており、通所支援利用中において連絡調整などを行います。利用人数は、2018年度末で458人となっております。

13ページ、③こども発達相談センターにつきましては、落ち着きがない、コミュニケ―ションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べないなどの就学前の子供の発達に関する心配事の相談に応じている施設でございます。2018年度の延べ利用件数は、発達相談、言葉の相談と合わせて1万265件となっております。相談支援につきましては、いずれも年々増加傾向にございます。

議事③、障害者を取り巻く現状につきましての説明は、以上でございます。」

布施委員長

「ありがとうございます。今の説明に関して、ご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。質問がないようでしたら、次に進みます。」

議事④　総論第3章　基本理念、重点課題

布施委員長

「議事④、第3章、基本理念、重点課題について、事務局から説明をお願いします。」

事務局（計画係長）

「15ページをご覧ください。第3章は基本理念と重点課題についてとなりまして、本計画の重要な部分となります。15ページの四角い枠の中に書かれているものが、本計画の基本理念でございます。障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現といたしました。こちらは国の第4次障害者基本計画の理念と、本市の第3次計画の基本理念を参考としてございます。

資料2、国の第4次障害者基本計画の8ページをご覧ください。1、基本理念の2段目の中段となりますが、国の計画における基本理念は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとされております。

また、本市の第3次計画の基本理念につきましては、今度は黄色い冊子の5ページをご覧ください。中段の3、本計画の基本理念の部分となりますが、下線が引いてある箇所がございます。障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現が、第3次計画の基本理念でございました。

第4次計画の基本理念につきましては、第3次計画の基本理念と内容はほとんど同じでございますが、表現をわかりやすく改めさせていただいています。

第4次計画では、障害がある人が自らの決定により、社会のあらゆる分野の活動に参加できるよう機会を確保し、障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分の望む生活を送ることができる社会を目指します。基本理念の枠の下の部分に書かれている文章としましては、この基本理念の実現にあたり、取り組む必要のあることを記載してございます。

資料1に戻っていただいて、そこの今回の第4次計画の基本理念について説明をさせていただいております。

具体的には、障害や障害のある人への理解の促進、生活に対する不安の解消、障害のある人が住みやすい生活環境の整備について取り組んでまいります。

理解の促進につきましては、障害のある人が地域で生活するためには、その地域で暮らす人の理解を得る必要がある。地域で共に暮らす人に障害や障害のある人について知ってもらうことで、障害を身近なものに感じてもらい、障害のある人もない人も認め合いながら、地域で一緒に暮らしていける社会の実現を目指します。そのために、障害者週間記念事業など、広報、啓発活動、学校教育、スポーツ、レクリエーションなどを通じた理解促進を図ってまいります。

生活に対する不安の解消につきましては、障害のある人は経済的不安、雇用への不安、自分や介護者の高齢化への不安など、さまざまな不安を抱えていらっしゃいます。障害のある人が自分らしく暮らしていくため、そのような不安を軽減できるように検討を行います。

障害のある人が住みやすい生活環境の整備につきましては、障害のある人の日常的な活動や社会活動への参加を促すためにも、障害のある人が移動しやすいバリアフリー環境の整備や、住環境の整備をすることが重要と考えております。このような環境の整備は、障害のある方だけでなく、あらゆる市民にとって暮らしやすいまちになると考えております。これらのことに取り組むことで、基本理念の実現を目指してまいります。

続いて16ページからが重点課題についての説明になります。重点課題は、基本理念の実現に向けて、本市の状況から3つの課題を上げ、その課題解決に向けた施策に取り組んでまいります。重点課題1、重点課題2が障害者の課題、重点課題3が障害児の課題としております。

また資料が戻りますが、黄色い冊子の第3次計画の4ページをご覧ください。4ページ、5ページに第3次計画の重点課題が記載されておりますが、第4次計画ではこちらの部分に厚みをもたせて記載しております。

それでは、第4次の重点課題を1つずつ説明させていただきます。また戻っていただいて、資料1の16ページをご覧ください。

重点課題1、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援については、第3次計画の４ページ、5ページにあります重点課題1、①地域包括ケアシステムの推進というタイトルのものと、②高齢化への対応というものを合わせた内容となっております。基本理念である障害の有無にかかわらず、自分らしく地域で共に暮らせる社会の実現に当たっては、障害のある人が住み慣れている地域で安心して暮らすための施策に取り組む必要がございます。

16ページ、背景につきましては、平成29年度に障害がある人などを対象に実施しました、船橋市障害福祉施策に関する意識調査の結果を載せております。

その中で、あなたは将来どのように暮らしたいですかという質問に対しまして、身体、知的、精神の障害種別ごとに結果を載せてございます。意識調査の結果としましては、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに、家族と一緒に暮らしたいとの回答が最も多く、その他の傾向としましては、精神障害者からの回答では1人で暮らしたい、知的障害者からの回答では障害者のグループホームとの回答が比較的多くなってございます。

また、こちらの背景の部分には載せてございませんが、意識調査に主な支援者との関係についてという項目がございまして、障害のある人の主な支援者は、配偶者や父母といったご家族が主な支援者であるという結果が出ております。

なお、身体障害者については、60歳以上の方が主な支援者である割合が過半数を超えておりました。住み慣れた地域で家族と一緒に暮らしたいと考えている障害のある人が多い中で、社会全体の高齢化とともに、障害のある人やその介護者の高齢化も進んでいます。このような背景の中、地域で安心して暮らすための施策を検討する必要がございます。

17ページをご覧ください。施策の方針でございます。方針としましては、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、不安や困り事があったときに相談できる相談支援体制の整備や、障害のある人とその障害者の高齢化に備えた取り組みを行います。

また、地域で暮らしていくためには周りの方からの理解も大事になりますので、市民に対して障害や障害のある人についての理解の促進を図ることを施策の方針といたしております。

具体的な施策としましては、17ページの下の部分となります。重点課題の解決に向けた主な施策として、6つ挙げてございます。項目としましては、地域で暮らす障害のある人や、そのご家族の緊急時に対応できる体制を整える、地域生活支援拠点事業の実施。身近な地域での相談をさらにできるようにする、相談支援体制の構築。障害のある人の、地域での住居の場の一つであるグループホームの充実。市民に対して、障害や障害のある人の理解の促進を図るため、障害者週間記念事業の実施。障害のある人とその介護者の高齢化などの理由で、今後さらに必要性が高まる見込みのある成年後見制度の利用の推進。

また、精神障害のある人も地域で安心して暮らすことができるよう、各関係機関により協議を行う、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。以上の6点を主な施策として記載してございます。

なお、施策の概要の部分の記載につきましては、これから行う各論の庁内検討部会において、各担当課に確認をとっていく予定でございます。表現につきましては、変更がある可能性もございますのでご了承ください。

続きまして、18ページをご覧ください。重点課題2、就労支援の推進についてでございます。こちらは黄色い冊子の第3次計画の5ページ、重点課題、③就労支援の推進と同様の課題となっております。

資料1に戻っていただきまして、背景の部分をご覧ください。障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労というものが重要となってまいります。そのため、働く意欲のある障害のある人が適性に応じて働くことができるよう、多様な就労の機会が必要となります。

障害のある人に対する意識調査において、現在働いている人は、身体障害者で18.1パーセント、知的障害者で58.8パーセント、精神障害者で25.7パーセントとなっております。

なお、身体障害者につきましては、回答者の大半が今回60歳以上であったことが要因と考えられますが、働いていない方が51.9パーセントというふうに多い数字が出ております。

知的障害者の傾向としましては、障害者枠の一般就労や就労支援施設などの福祉的就労の場において働いている方が多くなっております。

精神障害者の方は、働いていない方が67.4パーセントとなっております。その理由としましては、障害が重いため、働く場が見つからないためといった理由が主なものとなっており、現在働いていない方でも、条件が整っているところであれば働きたいという方が約4割いらっしゃいます。

一般就労のために必要な支援としましては、その人の状態に応じた柔軟な勤務体制の支援と並び、仕事探しから就労までの総合的な相談支援が必要であるとの回答が見られ、多様な就労機会の確保と、就労相談を受けられる環境の整備が必要であると考えられます。

19ページをご覧ください。19ページにつきまして大変申し訳ございません。1つ語句の訂正がございます。施策の方針の1行目の真ん中ぐらい、適正に応じてという部分の適正の字が正しいという字になっておりますが、性、しょう、といいますか、性、せいです。適性の重要な部分を間違っておりました。失礼いたしました。訂正をお願いいたします。

施策の方針としましては、働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を発揮できるよう、一般就労の支援や、就労支援施設などにおける福祉的就労の工賃水準の向上を図っていく。適切な相談支援を受けられるような環境整備を行い、また就労している障害のある人に向けては、就労後の定着に向けた支援を行ってまいります。

主な施策としましては、19ページの下の部分になります。障害のある人の一般就労を支援する障害者就生活支援センターの充実。就労している障害のある人の就労定着に向けた支援。ハローワークとともに実施しております障害者雇用促進合同面接会の開催。行政における障害者就労施設等からの物品などの調達金額の目標を定めた、障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達を進めることで、福祉的就労における工賃向上につなげていきます。こちらが重点課題2の主な施策として挙げてございます。

続きまして、20ページをご覧ください。重点課題3、障害のある子供の健やかな成長、発達に向けた支援の充実になります。こちらは障害のある子供の重点課題となっておりまして、今回の第4次計画において新たに重点課題としたものとなります。重点課題3につきましては、療育支援課よりご説明いたします。」

事務局（療育支援課整備計画係長）

「今、お話がありましたが、重点課題3、障害のある子供の健やかな成長・発達に向けた支援の充実につきましては、第3次計画ですと、黄色い冊子の20ページの各論に出ております、障害児支援の充実といった部分に対応するものとなっております。

こちらは、児童福祉法等の改正によりまして、平成30年度より本計画の下位計画に当たります、障害児福祉計画と障害福祉計画を合わせて策定しましたことや、近年の障害者支援に対するニーズの増大を受けまして、本計画案におきましては重点課題として設定したものになっております。

それでは、背景をご覧ください。こちらは平成30年度に児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している児童の保護者様に向けたアンケートの結果となっております。

今後、どのような支援を充実させるべきだと思いますかという問いに対しまして、発達障害に関する専門家への相談、療育を行う施設の増設といった回答のほか、就園、就学、就労といったライフステージの移行期に係る支援を充実させるべきとの回答が多く上がっております。

それでは、21ページをご覧ください。こちらは施策の方針ですけれども、障害のある子供の健やかな成長・発達を支援するため、身近な地域でライフステージに合わせた質の高い専門的な支援を受けられるよう、相談支援体制、療育支援体制の充実化を図ることとしております。

第2章、障害者を取り巻く現状にも見られる、先ほどの児童発達支援ですとか、放課後等デイサービスのニーズの増大の部分につきましては、今後の児童人口の減少にかかわらず、長期的に続くものと見込まれております。支援体制のさらなる充実が必要と考えております。

　次に、主な施策をご覧ください。こちらは4項目挙げております。相談支援体制の充実については、こども発達相談センターの相談待ちの日数の縮減により、早期療育を促進し、また保育所等への巡回相談の実施により、地域の発達支援にかかる指導力の向上を図るものとしております。

　次の項目、療育支援体制の充実は、児童発達支援センターを核とした障害児通所支援事業所で発達状況に応じた専門的支援を実施するものです。

　次の項目、途切れることのない一貫した支援は、関係機関との連携により、ライフステージの移行期にある子供を適切な支援につなげるものです。

　最後に、心のバリアフリーの推進は、市民のための講演会等の機会を通じて、発達が気になる子や障害のある子供に対する理解を深め、地域社会へのインクルージョンを推進するものです。

議事④の総論第3章、基本理念、重点課題の説明は以上でございます。」

布施委員長

「ありがとうございました。大切な基本理念に入っております重点課題についてご意見、ご質問はございますでしょうか。」

戸塚委員

「先ほど事務局からご説明がありました、資料1の15ページ。第3章、基本理念、重点課題という部分の本文、7行ほど下がったところに、そのため、学校教育やスポーツ、レクリエーションなどでの交流活動を通じた理解の促進を図りますという記載がございますが、ここで学校教育という文言のあとに、生涯学習という言葉を追加するのはいかがでしょうか。

と申しますのも、黄色い冊子、第3次計画の82ページ、推進体制の項目の中に、学校教育と並んで生涯学習という関連するところがございます。既に関心を持っていて、さらに深く学びたい方々を含めて理解促進を高めるという意味で、この生涯学習という言葉も入れたほうがよろしいと思いますが、いかがでしょうか。事務局の方のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。」

布施委員長

「事務局、いかがでしょうか。」

事務局（計画係長）

「戸塚委員のご意見のとおりだと思います。こちらの文章につきましては、学校教育という言葉を入れている意図としましては、学齢期の早いうちから障害についての関心を持ってもらって、理解を進めたいという、他の委員からもお話があったと思いますが、進めたいということを意図しておりました。また、スポーツ、レクリエーションというところに関しては、ふだん障害のある人と接する機会のない方も含めた不特定多数の方も対象に、理解啓発を進めていきたいという意図で表現してつくったのですけれども、生涯学習という言葉を入れることによって、対象が広くなるかと思います。理解促進をさらに広げるという意図では、戸塚委員のおっしゃるとおり、追加したほうがいいかなと事務局としても思います。いかがでしょうか。」

布施委員長

「皆様、学校教育のあとに生涯学習という文言を追加すること、よろしいでしょうか。では、修正をお願いしたいと思います。その他にご意見、ご質問はございますでしょうか。」

泉委員

「日頃からグループホームの充実について、市からのアドバイスや助成をいただいていること、本当に心から感謝申し上げたいと思います。

今、全国のグループホームの建設の中で、報道機関の中で反対運動が全国各地で起きているということは、千葉県でも数件という発表がなされております。船橋市を見ると、スプリンクラーの設置補助をはじめ、設備の補助について、本当に日頃から補助をいただいていることはありがたいのですが、こういった反対運動が起きたときにも、市が積極的に関与していくんだという文言、先ほどから出ている共生社会、障害のある人たちの理解など、そういったところでは、行政も一緒に取り組んでいきますよという施策を文言として、ぜひ打ち出してほしいなという思いがありますが、いかがでしょうか。」

布施委員長

「事務局、お願いします。」

事務局（計画係長）

「今の泉委員のお話、グループホームの反対運動によって建てられなかったことがあるという記事は毎日新聞でしたでしょうか。」

泉委員

「そうです。」

事務局（計画係長）

「そこの調査自体は市町村向けに調査をした結果が載っていたものなのですけれども、本市も回答してございます。本市として実際に件数としてあったものについては、1件ありましたという形で回答しております。本市の対応としましては、そこの部分については事業者任せではなくて、行政も含めて対応していかなければいけないと考えております。実際の現状の対応としましては、住民の方により理解していただくための説明会を開くことで、そこに行政の職員も同席するという対応を現在取っております。」

布施委員長

「泉委員、よろしいでしょうか。」

泉委員

「住民の理解を進めていくとか、そのような文言で結構だと思うんです。今、実際やっていただいたのは承知しているのですが、日中支援型のグループホームをこれから設置していこうと、整備する中で必要だというふうに感じておりますので、できれば町中で暮らしをさせていきたい。

決して、のまるがへんぴなところと言っているわけではないのですが、暮らしやすいまちづくり、グループホームの建設も福祉のまちづくりの一環だと思いますので、進めていきたいと思っております。ぜひその辺は、住民の理解を得られる努力を、共にしていくとか、ここを記載していただくと大変うれしいなと思います。」

布施委員長

「事務局、お願いします。」

事務局（計画係長）

「泉委員のグループホームに限定してという形では、なかなか難しいかと思いますけれども、理解を深めていくという部分については、検討させていただきます。」

泉委員

「ありがとうございます。」

布施委員長

「その他にご意見、ご質問はございますでしょうか。」

山田委員

「この基本理念ですけれども、障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現。本当にこのとおりだと思います。ただ、これは私のこだわりかもしれませんが、その前の第3次計画には障害の有無によって分け隔てられることなくという、法律の文言がここに入っておりました。

私は息子が、障害があるのですけれども、長年さまざまな活動をしてきて、この障害の有無によって分け隔てられることなくというのが、心の底からの願いでした。というのは、分け隔てられてきた長い長い歴史があります。それが法律によって、そのように分け隔てられることなくと書かれたことの感動といいますか、それを今も忘れられません。そういう意味で、やはり第3次計画のように障害の有無によって分け隔てられることなくという文言を、最初に書いていただけたらいいなという希望でございます。いかがでしょうか。」

布施委員長

「事務局、お願いします。」

事務局（計画係長）

「今回、こちらに書かせていただいた言葉の文言の部分としては、資料2、国の基本計画になります。8ページの上段、基本理念の中の2段落目です。障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しくというところから、取らせていただいている部分でございます。」

布施委員長

「山田委員、いかがでしょうか。」

山田委員

「そんなに変わりないですよね。ただ、分け隔てられないようにするということが、施策の中で非常に重要だと思うんですね。つまり共に生きるというのは、共に接していく機会を保障するということですよね、社会も行政も。そのことを忘れずに策定していけたらというふうに思っております。その思いといいますか、それを十分ご理解いただけていましたら、それで結構でございます。有無にかかわらずでもよろしいんですが、ここにこういう思いがあるということを申し上げたかったんです。」

布施委員長

「事務局、今のは本当に重要なことだと思いますので、酌み取っていただいて、作成段階のところで考慮していただきたいと思います。その他にご意見、ご質問はございますでしょうか。」

池田健委員

「今のことに関連しまして、8ページに肝心な共生する社会、いわゆる共生社会というのが次のページも含めて書かれています。要するに、さっきの国の施策の中に、共生社会の実現というのは、目的として出ているわけです。今の分け隔て云々も含めて、私の考えではまさに高齢者も、障害者になる可能性があるわけです。その意味を考えますと、まさに共生社会を実現するというのが国の方針であれば、市もその理念に従った共生社会の実現という言葉をどこかに入れていただいたほうが、整合性も含めていいんじゃないかと思います。山田委員のご意見も含めて、その辺の表現や記載方法について一度検討していただければありがたいと思っています。

以上です。」

布施委員長

「ありがとうございます。よろしいでしょうか。事務局で何かございますでしょうか。」

事務局（計画係長）

「今、両委員のおっしゃるところは、非常に考えているところでございました。今回、先ほど、資料2、国の計画の8ページをご覧くださいというところでお話させてもらった中で、障害の有無にかかわらずという言葉を取りましたというお話をしていました。その2行下のところに、障害の有無によって分け隔てられることなくと実際に書いてございます。そのあとに、池田健委員がおっしゃる共生する社会という言葉も入っているのです。

一方、本市の今回の案としまして出させてもらっているところは、基本理念の部分にはその言葉どおりの言葉は入っておりません。その本文の中の下段になりますけれども、障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分の望む生活を送ることができる社会の実現を目指すというところでは、その言葉を入れさせていただいております。

なぜこの基本理念に、そのままの言葉を入れなかったかというところは、当初説明させていただいたのですが、なるべくわかりやすい言葉に置きかえようという意図が事務局ではございました。こちらについては、そういう意図で記載させていただいております。共生社会という言葉自体、今すぐは出てこないんですけれども、そちらの部分を入れるべきというのは、必要かなというふうに考えております。これで検討させていただこうと思います。」

布施委員長

「検討させていただくということで、よろしいでしょうか。他にご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。他にないようであれば次に進みます。」

布施委員長

議事⑤　総論　第4章推進体制

「議事⑤、総論の第4章、推進体制について、事務局から説明をお願いします。」

事務局（計画係長）

「資料1、23ページをご覧ください。第4章、推進体制について説明させていただきます。第4章では、本計画を推進していくに当たり、必要な事項を記載してございます。黄色い冊子、第3次計画の79ページ、推進体制をご覧ください。

第3次計画におきましては、80ページから、項目、現状、施策の方向性というものを記載しておりましたが、第4次計画では、こちらの表は別表の推進体制の取り組みという形で巻末に記載したいと考えております。推進体制の取り組みの内容につきましては、これから開催いたします庁内の各検討部会におきまして、内容を精査してまいりたいと考えております。

資料1の23ページにお戻りください。1、連携、協力の確保でございます。本計画を推進するためには、市民や障害者団体などの各関係団体との連携や協力が必要となります。障害者団体などからのご要望やご意見を伺い、施策の実施に反映させるよう努めてまいります。また、国、県や周辺自治体との連携を深めることで、効果的な施策の推進や共通の課題についての検討を行ってまいります。

続きまして2、理解の促進、広報、啓発活動の推進でございます。基本理念であります、障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現を目指すためには、市民が障害や障害のある人についての正しい理解と認識を持つことが重要と考えております。そのため、さまざまな機会をとらえて、それぞれの障害の種別における障害特性や、外見からはわかりにくい障害についての正しい理解や認識のための広報、啓発活動を行うとともに、子供のころから、障害のある人を身近に感じるための福祉教育の推進や、障害のある人とない人との交流などを促進していくことが必要と考えております。障害者週間記念事業の実施をはじめ、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動の推進をしてまいります。

　24ページをご覧ください。3、進捗状況の管理及び評価でございます。こちらは、計画策定後の計画の管理についての記載でございます。本計画の施策の実施に当たっては、障害のある人やそのご家族などの関係者のご意見を伺いながら、各論の施策の方向性と別表の成果目標を達成するよう施策の実施に努めてまいります。

　本計画の着実な推進を図るため、毎年度実施状況や評価につきまして船橋市自立支援協議会にご報告し、自立支援協議会の委員の皆様からのご意見を伺いたいと考えております。また、社会情勢等の変化により本計画の変更の必要性が生じた場合には、計画期間の途中であっても本計画を見直してまいります。

　議事④、総論の第4章、推進体制の説明は以上でございます。」

布施委員長

「ありがとうございました。それでは今の説明について、ご質問、ご意見よろしくお願いします。」

清水委員

「第3章の質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。」

布施委員長

「はい、お願いします。」

清水委員

「質問にあたり根拠がないと発言ができないと思って、もろもろ見ておりました。戻って申し訳ございません。重点課題2、就労支援の部分ですけれども、背景の直後の文言の一番下、総合的な相談支援が必要であるとございます。この回答が主な施策の中のどの部分、全体の部分にかかってくるのかなとは思うんですけれども、こういうことが多く見られたということに対して、これが今後、主な施策の中で生きていくのかなというところの疑問が、自分の中にあります。

　障害者就業・生活支援センターの働きによって、統計の中でも特に問題はないというようなコメントもいただいていると思いますけれども、さらに必要であるという回答が多く見られるのであれば、ここは主な施策の中で、先ほど相談体制の中でも重層的な相談体制をというふうなことをご検討されていくのであれば、障害者就業・生活支援センターにかかる負担の軽減は機能強化だけでいいのか。その辺は総論の中でもんでいただけるのかという点が1つ。

　もう1点。重点課題3、障害のある子供の健やかな成長というところです。今後、充実させるべき支援の部分で、絶対数的に就労に向けた支援、援助だというところは多いですけれども、下から無回答、その他、特にない、自宅での療育、医療的ケアが必要な児童への支援。この28という数字をどのように考えるか、またこれに対して船橋市の施策の中で、第3次計画においてもここに対する文言があまり見受けられない。

　国では、重症心身障害児に対する支援の実施状況という項目が載っています。これに対して、主な施策の中で医ケアに対する意見交換会をされていることは知っておりますけれども、この28という数字の意見が、施策の中でどのように今後生かされていくのか。医ケアの方に対して対応できる事業所、生活を見ていただける施設云々というのが、船橋にはございません。

今後、児童相談所ということになってくると、重症心身障害児の問題は外せない話になってくるかなという意識を持っているので、ここに関してはよくよくご検討いただいて、各論の中でもしっかり項目を増やすぐらいの気持ちで考えていきたいなというふうに思っておりますので、ご検討いただければと思います。」

布施委員長

「今、二つの意見、就労、それから重症心身障害児のことが出ましたけれども、その件について事務局お願いします。」

事務局（計画係長）

「まず就労の部分につきましては、背景として、総合的な相談支援が必要であるという回答が実際に多くありました。ここの部分について、どう解決していくか。さまざまな施策がある中で、総合的に相談支援体制がとれているのかという部分は、視点として持っていかなければいけないと考えております。ですので、各論の第4章、雇用、就業。それ以外にも、さまざまな部分にちりばめられているものを見ながら考えて、念頭に入れて考えていきたいと思っております。」

事務局（療育支援課長）

「医療的ケアが必要な児童、重症心身障害児についてでございます。先の議会の中でもやはり重症心身障害児の施設の必要性ということで、一般質問の中でも出てきたところでございます。医療的ケアが必要な児童、重症心身障害児につきましては、千葉県の医ケア等の協議会、こちらも昨今開催されておりまして、私どもの船橋市の医ケアの意見交換会の中でも、今後、重点的に調査研究はしていかなければならない、そういうところにあると思います。

　ただ、船橋の社会資源がどういうものなのか、それがどういう施策方向が最適なのかというところも鑑みなければならないと思うのがございますので、まずは、ここに載せるというところではなく、それぞれ個別具体的に検討させていただきながら、着実に皆様の声を聞いて事業展開を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。」

布施委員長

「よろしいでしょうか。」

清水委員

「ありがとうございます。ここで発言した責任がありますので、各論のときにはもう少し深くこの議論に対して関わっていきたいと思っております。こだわるかもしれませんけれども、お付き合いいただければと思います。」

布施委員長

「他にご意見、ご質問はございますでしょうか。」

山田委員

「第4章を考えながら、また第3章に戻ったりもしているんですけれども、子供たちへの理解を深めるというところは、もう既に特別支援教育というものが実施されています。

特別支援教育は通常学級にも、特別支援学級にも、支援学校にも、全ての教育現場に支援の必要な子供たちがいるということを前提に、その子たちにどう適切な環境とか、またはそれこそ共に学べる環境をつくっていくかということを長年に渡ってやってきている教育であるわけです。

　ただ、どうしてもこの主な施策等を見ますと、相変わらず子供たちは別々なところにいて、そこに理解のための交流とか、そういうことを考えていらっしゃるようなので、今一つ関心を先に進めていただいて、あるいは認識を進めていただいて、とにかく、もう共に学ぶ教育が始まっているんだ。それをどう充実させていくかという観点で施策を見ていただきたいなと思うんです。

　そうしますと、この推進体制の中の広報、啓発活動のところも、子供の頃からもちろん交流というのは必要ですけれども、学校やそのほかさまざまな場で共に学んでいく、共に育っていく、そういう文言を入れていただけたらと思います。

また、もう一つ、障害者週間記念事業の実施というのがいろいろ出てきますけれども、これも毎年行われているところを1年に1回ですよね、何かもう一工夫していただいて、継続的に理解が深まるような記念行事になっていかないかなと思っております。お考えいただけたらありがたいです。

以上です。」

布施委員長

「ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。」

事務局（計画係長）

「共に育つ、共に学ぶ、そこの部分について、今現在ここに記載しますと即答はできないところでございますが、趣旨的には理解しております。

　記念事業の実施について載っていますけれども、行政として実はここに載せているのは、理解が大幅に進むだろうと考えているのが、障害者週間記念事業の実施場所が昨年から変わりました。

船橋市で過去二十数回実施しているのが中央公民館だったんですけれども、昨年から「ららぽーと」のご協力を得まして、「ららぽーと」での開催ということができております。全く興味のない方も、通りすがりに見ていっていただけるような状況になっていることから、そこの機会をうまく利用して啓発活動をできないかというところで、行政は今行っているところでございます。

　開催回数の増加というところについては、これもまた即答できない部分ではございますので、内容の充実というところで検討していきたいなと思っております。」

布施委員長

「山田委員、よろしいでしょうか。」

山田委員

「ありがとうございました。」

布施委員長

「その他、ございますでしょうか。」

泉委員

「先ほどから、共生社会という文言が大切だということで、いろんな意見いただいていると思うのですが、特に共に暮らせる社会の実現という文言が2回出てきています。これは共に暮らせる社会のところに、くどいかもしれませんが、やはり共生社会の実現という文言にしていただきたいと思います。

　もう1点あります。第3章に関わってきますが、全てのライフステージに沿って支援をしていくということの中で、こども発達相談センターという、児童期に限ったサービスをしていくのでしょうが、発達障害者相談支援センターとかですね、ライフステージという言葉が幾つか出てきています。

そういった中で、発達障害というのは、生まれてから亡くなるまで、例えば結婚して子供が産まれたときに、お母さんの中で発達障害が発見されるケースも関わっていますので、そういった点では、いつどこの時点で発達障害という診断をされるのかわかりません。

これは各論になると思うので、各論の部分で考え方は説明したいと思うんですが、船橋市としても、学齢期、児童期だけを見るのではなくて、全てのライフステージに関わる相談支援センターというのをお考えいただきたいなと思います。2点ほど要望させていただきたいと思っております。」

布施委員長

「事務局、よろしいでしょうか。」

事務局（療育支援課長）

「こども発達相談センターにおきましては、未就学児を対象に発達相談等をさせていただいております。その役割の1つとしては、発達の早期発見という意味も含めまして、そちらの世代を対象にさせていただいているところではございます。

ただ、それ以降、就学時以降につきましては、総合教育センターもしくは先ほど言われた発達障害者相談支援センター等が引き受けていただいているところでございますが、通常、学校等でその子を対象に見ていただく、そういう機会が多いことから、総合教育センターが主になっていきます。

ただ、その引き継ぎをどうするかというところが1番の課題になってきますので、ライフステージの変わり時、そこが1番の課題になってくるかと思います。ただ、役割分担というところも含めて、こども発達相談センターでどこまで見られるかというところも、今後、検討の1つとは思っております。

　現時点では、こども発達相談センターのキャパ等も含めて、今の形がオーバーフローしているような状況でございますので、それ以上のものをどこまで引き受けられるかというところも、今後検討させていただく事例になってくればと思います。鋭意努力させていただきたいところではございますが、できるだけ現状では引き継ぎ等を含めまして、ライフステージの移行期、こちらをできるだけうまく引き継げる、そういうような状態の維持に努めさせていただきたいというところが、今の現状でございます。

以上でございます。」

布施委員長

「泉委員、よろしいでしょうか。」

泉委員

「以前もたしか、山田委員が何かの場でやはり幼児期、学齢期、成人期と相談が切れるようなことのないようにしてほしいというようなことを、たしかおっしゃっていたことが記憶にあります。

そういった面では、1人の方をずっとつなげていくような相談センターに、63万人の都市の中でつなぐ発達障害支援センターがないこと自体が、非常に課題があるというふうに思っております。そこは、今後の施策の中の1つとしてお考えいただければと思います。」

布施委員長

「その他ございますでしょうか。共生社会のことも含めまして、検討の余地ということで事務局にお渡ししてよろしいでしょうか。

本日は総論について、皆様から活発な意見をいただきまして、ありがとうございました。今後、策定委員会では、生活支援、教育、スポーツなどの各論について議論していただきます。各論をすべて議論したあとに、全体を見回す会がありますので、またよろしくお願いいたします。

　それでは、本日の議事事項を終わりたいと思います。」

福祉サービス部長

「本日、委員の皆様から、本当に貴重なご意見たくさんいただきました。事務局からお答えさせていただいたように、いただいたその視点は大事なんですけれども、具体的な施策としてここに文言として落とせるか落とせないかというところに関しては、市のいろいろな流れの中でできるか、できないか、やりたいと思っているんだけど、今はここまでだというようなところが、場合によっては出てくるということはご承知おきいただきたいと思います。

　山田委員が、先ほど基本理念のところでおっしゃった分け隔てられることなくという、そこに込められた思いですとか、共生社会ということで、共生社会というのも、ただその地域の中で一緒に、同じその敷地のところに並び立つというそれだけではなくて、先ほどの分け隔てられることなくという言葉に込められているもの、それと同時に社会を構成する一員としてそこに暮らすということを、どういう形になるかは事務局ともしっかりもんでいかなければいけないと思います。

ここに本日提示させていただいたものにも、事務局なりの思いというのもございますので、そこはこれからもう一度お話を策定委員会の中でもさせていただいた上で、また皆様のほうにもお返しをさせていただきたいと思います。各論の中でも、できること、できないこと、今はここまでだということも、今後も出てくるかとは思いますけれども、この計画については、皆さんの思いというものをできるだけ盛り込めるような形でつくっていきたいと思っております。

これは感想めいた話にはなりますけれども、このような形でさまざまなご意見を伺いながらつくっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。」

布施委員長

「よろしくお願いします。」

事務局からの連絡

布施委員長

「事務局から事務連絡をお願いいたします。」

事務局（計画係長）

「次回の開催についてでございます。次回の開催につきましては、皆様にご連絡させていただいておりますが、令和2年2月20日木曜日、10時からを予定してございます。正式な開催通知につきましては、後日送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

　それでは、これを持ちまして本日の会議を終了したいと思います。」

布施委員長

「ご協力ありがとうございました。」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以上）